

# 子どもの権利といじめに関する出張授業

弁護士法人岩手銀河法律事務所 弁護士

須山 通治

## 1 戦争と子どもの権利保障の進展

学制発布による学校教育制度開始から150年が経ちました。その間、二度の世界大戦がありました。世界は、戦争が子どもに大きな犠牲を強いたと反省し、子どもが権利の主体であるとしたうえで、最善のものを保障することに、より、平和な未来を築く礎になることを期待しました。

第一次世界大戦後に発足した国際連盟は、1924年に「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」を採択し、子どもは心身両面における正常な発達に必要な諸手段や食物、医療など最善のものが与えられるべきだとされました。その後、再び起きた第二次世界大戦を経て新たに組織された国際連合は、1959年に「子どもの権利宣言」を採択します。子どもは幸福な子ども時代を送り、この宣言に掲げるすべての権利及び自由

を享有すると宣言しました。

## 2 子どもの権利条約と子ども基本法

さらに、1989年、法的効力を有する「子どもの権利条約」が採択され、1994年に日本も批准します。

条約は、子どもに対する①差別禁止、②最善の利益の確保、③生命・生存・発達への権利保障、④意見の尊重を一般原則と定め、成長・自立にあたり必要な権利を保障すると規定しました。

そこには、休息や遊びの権利も成長発達に不可欠なものとして規定されています。しかし、虐待、いじめ、子どもの自殺者数が増加し、精神的幸福度の低さが重大な問題となっています。

さて、同条約の注目すべき点は、各国における権利保障の達成状況を国連子どもの権利委員会が5年ごとに審査するとされていることです。

日本政府報告書に対する2019年の審査において、同委員会は54の項目に及ぶ総括所見を出しています。

その中では、子どもの意見表明権が尊重されていないことに深刻な懸念が示され、また、休息及び余暇についての権利並びに遊びの活動に関する権利の保障を強化するよう勧告されています。

その背景として、社会の競争的性質、特に学校環境が競争的なシステムとなっていることにより子どもが受けるストレスが多いことが指摘されています。

こうした国際社会の声もあり、「子ども基本法」が制定されました（来年4月施行）。同法は、条約の精神にのっとり、子どもの権利擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すとし、また、子どもの意見表明の機会を確保すると規定しています。

しかし、個々の子どもの権利を具体的に保障するとまではされず、あくまでも国の子ども施策の理念として掲げただけの点は残念ですが、ひとまず一歩前進したことは評価したいと思います。

## 3 いじめに関する出張授業

最後に、弁護士として実施しているいじめに関する授業の取組みについて、簡単に紹介しておきます。

まず①どのような行為がいじめに当たるか、②いじめとはどのようなことか、実際の自死に至った事件の紹介、③被害者側の心情とは、④加害者の気持ち等を議論しながら進めます。いじめは対象者が苦痛を感じているものとされ、心、肝心なことは相手の心の苦痛を想像し、理解することです。

そして、ドラえもんが登場人物を借りて、のび太がジャイアンからいじめを受けている、さてどうすればよいか、傍観者を含め各自が果たする役割を考えてもらいます。

最後に、憲法13条は誰もが個人として尊重され、生命、自由、幸福追求の権利が保障されると説明します。皆、自分の思い描く幸福を追い求め

て自由に生きることが保障されており、いじめで悩むことなく、楽しく通える学校にしてほしいと締め括ります。

この授業を契機に、自分自身はもちろん、すべての人が幸福を追い求め自由のびのび生きる権利を有しており、それを社会全体で守っていくことが大切であるとの意識を持ち続けてくれればよいと願っています。



飯岡中学校での出張授業

## プロフィール



須山 通治  
(すやま みちはる)  
岩手弁護士会所属。日弁連子どもの権利委員会委員。岩手弁護士会子どもの権利委員会委員長。